

# 桜川市公共施設等総合管理計画改訂（概要版）

## 公共施設等総合管理計画改訂とは

### 【改訂の背景】

桜川市では、平成 29（2017）年 3 月に、公共建築物及びインフラのあり方や、計画的な管理の方法についての基本的な方針や考え方を定めた「桜川市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。さらに、令和 3（2021）年 3 月に、個別施設における必要な対策や実施時期についての方向性を具体的に示す計画として「桜川市公共施設個別施設計画」を策定し、計画を推進してきたところです。

その中で、令和 3（2021）年 1 月には、総務省から「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示され、令和 3 年度中の総合管理計画の見直しを求められています。

この度改訂する「桜川市公共施設等総合管理計画改訂版」は、このような状況を踏まえ、これまで進めてきた公共施設等に関する取組や個別施設計画等を反映させた内容で見直しを行いました。

### 【改訂における計画期間】

策定時と同様に、平成 29（2017）年度から令和 28（2046）年度の 30 年間としています。

### 【対象施設】

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、市で所有する全ての公共施設およびインフラとし、車両や機械装置などは対象外としています。

## 現状と課題に関する基本認識

### 1. 策定時からの施設数の推移

表 1-1 対象施設の一覧

大分類	H28年度		R1年度	
	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )
市民文化系施設	13	11,384	9	10,712
社会教育系施設	3	791	3	791
スポーツ・レクリエーション系施設	16	15,331	19	16,841
産業系施設	1	1,605	0	0
学校教育系施設	18	87,855	15	83,947
子育て支援施設	10	7,466	5	5,751
保健・福祉施設	5	6,704	4	6,433
行政系施設	40	12,882	40	12,882
公営住宅	18	21,544	17	21,413
公園	5	628	6	631
供給処理施設	1	75	1	73
その他	12	2,093	24	8,882
計	142	168,358	143	168,356

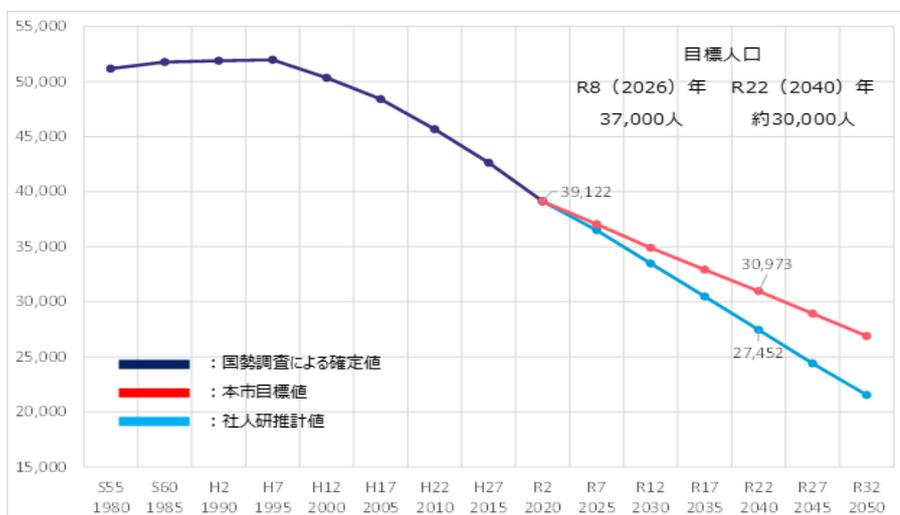
令和元年度末時点で本市が保有する公共施設は 143 施設 168,356 m<sup>2</sup>となり、策定時の平成 28 年度末時点と比較すると、「1 施設の増」、「2 m<sup>2</sup>の減」となります。

個別施設計画の策定を受け、公民館、図書室、庁舎等において、複合施設化や統合が進められています。

また、行政施設の廃止による普通財産や跡地利用が増加することが考えられることから、その後の方針によっては、施設の縮減が進む見込みです。

### 2. 人口の推移と推計

図 1-4 本市全体の人口推移



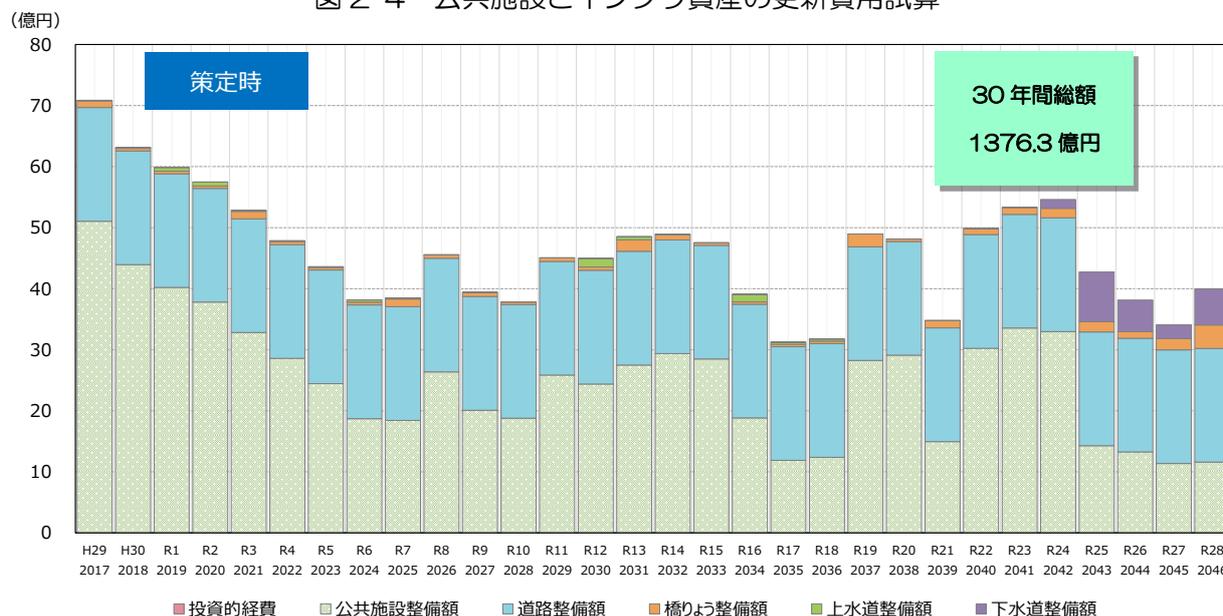
本市はこれまでも人口減少が続き、令和 2（2020）年現在で、39,122 人まで減少しています。前回の計画で予測していた 41,829 人より 2,707 人も人口減少が加速しています。

このような状況を受け、計画を改訂するにあたり、改めて人口についての考え方を見直すとともに、本市における他の計画との整合性も考慮した中で、公共施設の在り方を再度見直します。

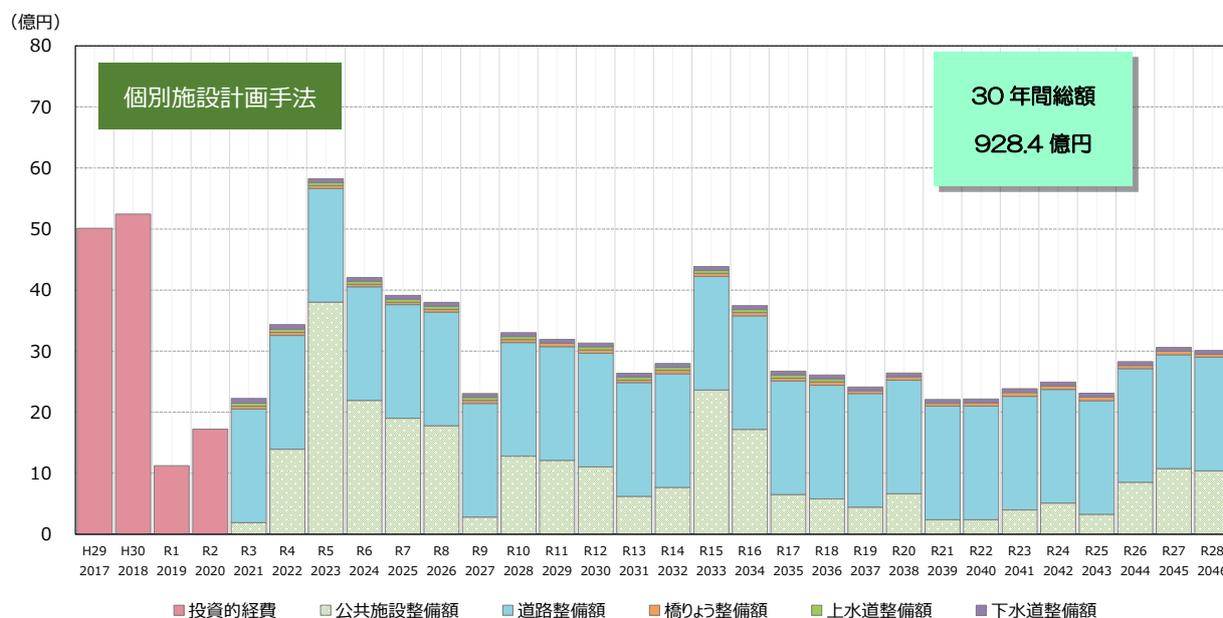
### 3. 策定時との更新費用の比較

計画策定時における更新費用（公共施設ならびにインフラ資産）は、30年間で約1,376.3億円と予想されておりましたが、統廃合や長寿命化等の方針を定めた個別施設計画（長寿命化計画含む）における更新費用を反映した結果、約928.4億円と約447.9億円の縮減効果が見込まれました。

図2-4 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



各個別施設計画による  
長寿命化等を実施



※あくまで推計値であり、実際の費用とは異なります。

## 4. 公共施設にかけられる財源

図 2-5 歳入シミュレーション

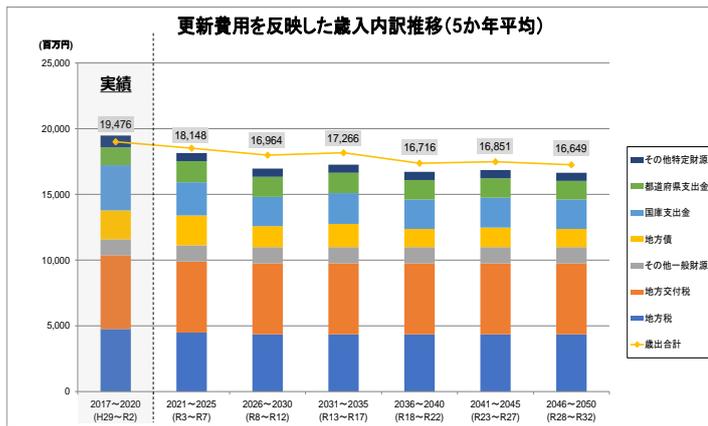


図 2-6 歳出シミュレーション

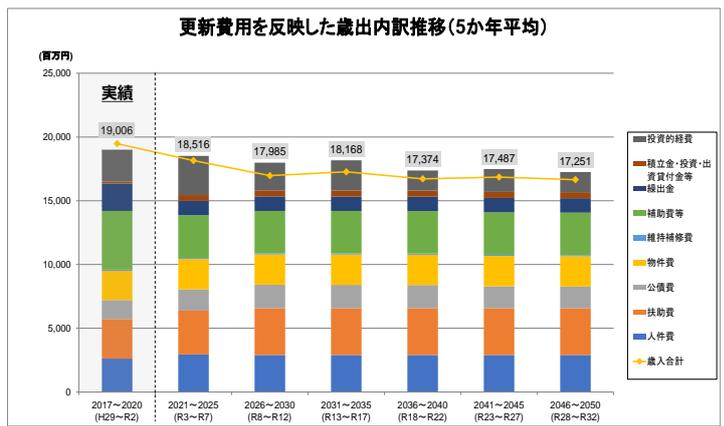
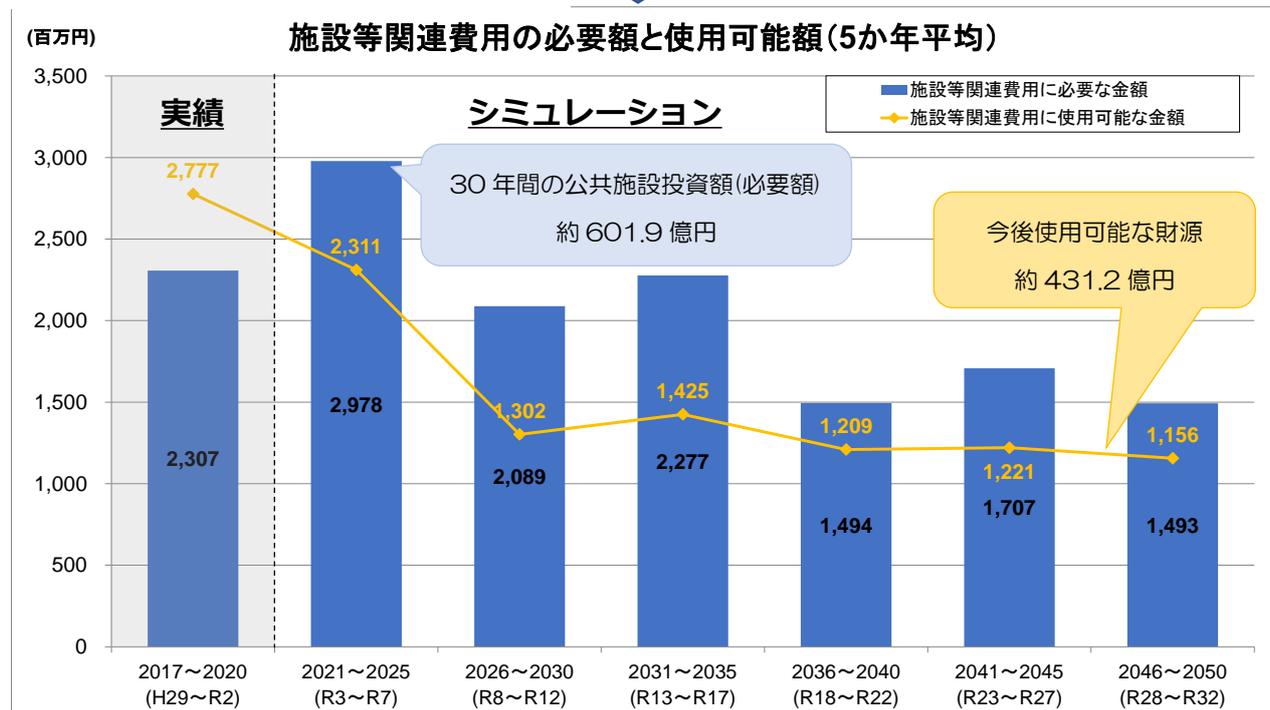


図 2-7 公共施設投資の必要額と使用可能な金額

《これらの結果から》



今後30年間で公共施設投資に必要なお金が、約170.7億円不足する見込みです。※策定時は260億円の不足見込み

《財政シミュレーションを踏まえて》

## 5. 計画期間における市全体の縮減指針

- ① 新たな行政需要が生まれた場合は、既存施設の有効活用を推進します。なお、新規施設を建設する場合は、同等の面積以上の施設を縮減するように努めます。
- ② 既存施設の更新(建替え)にあたっては、行政サービスの必要水準(質)及び総量に着目し、既存施設の活用も含めた中で複合化を検討します。なお、建替え後の面積は建替え前の面積を上回らないように努めます。
- ③ 個別施設計画や長寿命化計画の取り組みにより、公共施設投資必要額が削減され財源の不足額については改善が見られますが、依然として必要額を満たせない状態にあります。このため、平成29年3月の本計画策定時に定めた「公共施設の総量で約17.8%(約29,900㎡)の縮減」に取り組むとともに、管理・運営方法の見直し等による経費の削減、施設使用料の見直しと、更なる施設規模の適正化を実施することで、更新財源不足の解消を図り、行政の効率化を目指します。
- ④ 公共施設マネジメントを一元管理する部署を設け、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。
- ⑤ 民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取り組みを続けるなど、行政経営を意識した施設運営を図ります。

# 公共施設等の管理に関する基本的な方針

## 1. 基本方針の継続

策定時に、次の5つの基本方針を、公共施設等を管理していくうえでの基本的な考え方として掲げ行動してまいりました。引き続きこの方針を基に公共施設の管理を推進します。

- |                       |
|-----------------------|
| ① まちづくりと連動した公共施設管理の推進 |
| ② 施設保有量の最適化           |
| ③ 計画保全（予防保全）による長寿命化   |
| ④ 市民ニーズに対応した施設の活用     |
| ⑤ 民間活力を生かした取組の推進      |

## 2. 主な実施方針の追加

策定時に、次の方針を定めましたが、個別施設計画や総務省の指針等を踏まえ、公共施設等を管理していくうえで方針を追加しました。

- |  |
|--|
| ① 統合や廃止の推進方針（継続）   |
| ② 長寿命化の実施方針（継続）  |
| ③ 点検・診断等の実施方針（継続）  |
| ④ 安全確保の実施方針（継続）  |
| ⑤ 耐震化の実施方針（継続）   |
| ⑥ 維持管理・修繕・更新等の実施方針（継続）   |
| <b>⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針（追加）</b>  |
| 公共施設の更新にあたっては「いばらきユニバーサルデザイン」に示された7原則に基づき推進します。<br>(1)だれにも公平に使いやすいものであること (5)間違った動作が危険につながらないデザインであること<br>(2)使用する際に自由度が高いこと (6)身体的負担が少なく、楽に使用出来ること<br>(3)使い方が簡単で分かりやすいこと (7)アクセスや操作がしやすいスペースと大きさがあること<br>(4)必要な情報が伝わるようにすること |
| <b>⑧ 保有する財産の活用や処分に関する基本方針（追加）</b>  |
| 各施設の統廃合による施設の再編とそれにより廃止となる施設の活用が課題となっている中で、公共施設跡地等利用基本方針（平成30年2月）を作成しております。対象施設の利活用については、基本方針に基づき、民間事業者等への売却や有償貸付も含めて推進していきます。また、市有地（未利用地）についても、一般競争入札や払い下げによる売却等を検討していきます。  |

## フォローアップについて

今後の状況に速やかに対応するため、横断的な組織体制の構築を進め、引き続き公共施設に関する情報を収集し、公共施設の現状を把握できる状態を継続します。また、社会情勢や経済情勢の変化に柔軟に対応するため、計画内容については、不断の見直しを行うとともに、5年おきに改訂を行います。

